

放送分野ガイドラインの改正のポイント

平成28年11月24日
事務局

1. 放送分野ガイドラインの改正のポイント

パーソナルデータの利活用により、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するなど、我が国発のイノベーションの創出に寄与すると期待されている。このような背景の下、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進するための改正個人情報保護法が成立。

(要請)

個人情報・プライバシーの保護と利活用のバランスの確保

(課題)

視聴者が個別に求める情報をプッシュ型・レコメンド型で提供するなど、視聴者ニーズに対応した新たなサービスを提供することが必要。

個人情報やプライバシー保護の観点から、視聴者がどのような情報を収集・利用されるかを認知し、サービスを選択することが可能となるルールが必要。

(改正内容)

- 視聴履歴の利用範囲について、現行の目的制限(課金・統計)を撤廃、多様なサービスのための利活用が可能に。

- ・ 視聴履歴について、特定の個人の趣味・嗜好を推知して利用する場合等※や第三者提供には、事前同意を要件化。

※ただし、要配慮個人情報の推知に関する禁止規定あり。
- ・ 同意の撤回のためのオプトアウトの導入や、同意に関わらず放送が受信できる環境を確保。

2 委員会ガイドラインと放送ガイドラインの主な差異

改正個人情報保護法及び委員会ガイドライン上の取扱い

【利用目的の特定】

利用目的をできる限り特定する義務

【データの保存期間、消去】

個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努力する義務

【第三者提供】

本人の同意のほか、求めに応じて第三者提供を停止することとし、あらかじめ本人に通知又は容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た時は、第三者提供が可能（オプトアウトによる第三者提供）

【要配慮情報の推知の禁止】

（※ 個人情報保護法上は、右欄に該当する規定はなし。）

【事前同意、オプトアウト、提供義務】

（※ 個人情報保護法上は、右欄に該当する規定はなし。）

改正後の放送分野ガイドライン上の取扱い

第三者への提供を利用目的とする場合、名称の表示等、第三者の範囲をできる限り具体的に明瞭にする義務（現行規定維持）

個人データについて利用目的に必要な範囲内で保存期間を定め、保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、遅滞なく消去するよう努力する義務（現行規定維持）

視聴履歴の第三者提供について、オプトアウトによる提供を認めず、事前同意を要件化（新設）

視聴履歴の取扱いに当たって、要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることのないよう注意する義務（新設）

- ・ 視聴履歴について、特定の個人の趣味・嗜好を推知して利用する場合等（①料金の支払い、②統計の作成、③匿名加工情報作成の3つの目的を超える取扱いをする場合）には、事前の同意取得を義務化（新設）
- ・ 同意の撤回のためのオプトアウトの導入や、同意にかかるわざ放送が受信できる環境の確保（放送の提供義務）（新設）

(参考) 今回のガイドライン改正で可能となるサービス例

